

三条市農業委員会総会議事録

日 時 令和6年1月31日 午前9時30分

場 所 三条市役所栄庁舎 3階ホール

会議に付した議題

- 議第1号 農用地利用集積計画の決定について
- 議第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 議第3号 事業計画変更承認申請について
- 議第4号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
- 議第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 議第6号 農業振興地域整備計画の農用地利用計画変更（案）に係る意見について

報告事項

- 報第1号 第3調査部会の調査結果報告について
- 報第2号 農地法第18条第6項の規定による解約通知について
- 報第3号 農用地利用集積計画（利用権設定）の解約通知について
- 報第4号 農地潰廃通報について
- 報第5号 作付変更届について
- 報第6号 農地法第3条の3第1項の届出について
- 報第7号 あっせん譲受等候補者名簿の登載について

農業委員出席委員 19名

- | | |
|----------------|----------------|
| 1番 山 倉 広 委員 | 2番 山 屋 和 徳 委員 |
| 3番 熊 倉 睦 委員 | 4番 栞 原 一 郎 委員 |
| 5番 馬 場 良 子 委員 | 6番 坂 井 浩 行 委員 |
| 7番 田 邊 稔 委員 | 8番 捧 幸 伸 委員 |
| 9番 佐 藤 秀 樹 委員 | 10番 野 崎 文 夫 委員 |
| 11番 岡 崎 耕一郎 委員 | 12番 島 影 正 幸 委員 |
| 13番 清 野 秀 作 委員 | 14番 小 林 茂 宏 委員 |
| 15番 佐 藤 一 富 委員 | 16番 三 師 満 夫 委員 |
| 17番 佐 藤 裕 雄 委員 | 18番 田 邊 敦 子 委員 |
| 19番 廣 川 哲 也 委員 | |

農業委員欠席委員 なし

推進委員出席委員 17名

飯塚 栄三千 委員	井上 利 弥 委員
大口 伸 昭 委員	蒲澤 利 嗣 委員
北澤 正 之 委員	小池 秀 一 委員
笹岡 大 介 委員	高山 弘 則 委員
長谷川 浄 二 委員	原田 孝 一 委員
松岡 博 一 委員	松下 正 樹 委員
矢代 誠 一 委員	山谷 秀 昭 委員
吉田 精 一 委員	吉田 昇 委員
渡辺 秀 人 委員	

推進委員欠席委員 なし

職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長	山 村 吉 治
経 営 基 盤 係 長	上 林 裕 則
経 営 基 盤 係 主 事	三 本 琳 花

午前9時35分 開会及び開議

議長（野崎会長）

それでは、これより定例総会を開会いたします。

（挨拶 略）

出席状況を報告いたします。農業委員、現在員19名、出席19名、欠席0、推進委員、現在員17名、欠席0で、過半数以上の出席ですので、会議規則に基づき、会議は成立いたします。

次に、議事録署名委員の指名につきまして、会議規則に基づき議長から指名いたします。

7番、田邊稔委員、12番、島影正幸委員を指名いたしますので、よろしく願いいたします。

次に、議事参与の制限について、議第1号及び議第5号に該当する方がいらっしゃいます。会議規則第14条の規定に基づき、総会の同意がある場合は議事に参与できることとなります。

お諮りします、議事参与の制限に該当する方の議事参与を同意することについて御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認め、同意することに決定いたしました。

これより議案審議を行います。

議第1号『農用地利用集積計画の決定について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（山村事務局長）

それでは、議第1号『農用地利用集積計画の決定について』説明いたします。

最初に、農地中間管理事業の公社借入です。

6ページ下段欄外を御覧ください。今月の公社借入は、新規設定16件、10万2,406.78平米です。これら16件は、農地中間管理事業により、公益社団法人新潟県農林公社が借入をするものです。番号ごとに順次説明いたします。なお、利用権を設定する者、受ける者、契約の種類、期間及び10アール当たり賃借料につきましては、記載のとおりでございますので、説明を省略させていただきます。

1ページをお願いします。

672番は、大宮新田地内の農地1筆、1,857平米。

673番は、大宮新田地内の農地1筆、2,003平米。

674番は、東鱈田地内の農地3筆、6,627平米。

675番は、2ページまで続きます。東鱈田地内ほかの農地11筆、1万907.64平米。

676番は、袋地内の農地6筆、1万1,599平米。

677番は、袋地内の農地2筆、4,218平米。

678番は、長嶺地内の農地1筆、1,311平米。

679番は、長嶺地内の農地5筆、2,483平米。

680番は、4ページまで続きます。吉田地内の農地14筆、6,377.14平米。

681番は、吉田地内の農地1筆、2,240平米。

682番は、吉野屋地内の農地1筆、2,754平米。

683番は、月岡四丁目地内の農地15筆、7,305平米。

684番は、東光寺地内ほかの農地5筆、1万3,131平米。

685番は、帯織南地内ほかの農地2筆、1万5,050平米。

6ページをお願いします。

686番は、山王西地内の農地1筆、9,728平米。

687番は、山王西地内の農地1筆、4,816平米。

以上16件は、新潟県農林公社が新規に借入するものです。

次に、農地中間管理事業の公社貸付です。

12ページ欄外を御覧ください。今月の公社貸付は、新規設定17件、10万2,406.78平米です。

整理番号の元番は、先ほど説明した農地中間管理事業公社借入に対応する番号です。枝番号につきましては、耕作者ごとに附番しております。

なお、農地の所在は、先ほど説明した公社借入のとおりです。また、借受人、契約の種類、期間及び10アール当たり賃借料、受人の状況につきましては、記載のとおりですので、説明を省略させていただきます。

次に、農業経営基盤強化促進法に基づく相対の利用権設定です。

21ページ欄外を御覧ください。今月は、新規設定24件、8万8,933平米、再設定8件、

3万5,743平米、合計32件、12万4,676平米です。

13ページをお願いします。番号ごとに順次説明いたします。

なお、利用権を設定する者、受ける者、契約の種類、期間及び10アール当たり賃借料につきましては、記載のとおりですので、説明を省略させていただきます。

688番は、尾崎地内ほかの農地6筆、2万897平米。

689番は、川通中町地内の農地1筆、7,408平米。

690番は、塚野目二丁目地内の農地1筆、1,014平米。

691番は、茅原地内の農地1筆、2,381平米。

14ページをお願いします。

692番は、駒込地内の農地1筆、2,987平米。

693番は、濁沢地内の農地1筆、2,563平米。

694番は、濁沢地内の農地1筆、1,000平米。

695番は、森町地内の農地5筆、5,302平米。

696番は、森町地内の農地1筆、1,642平米。

697番は、荒沢地内の農地1筆、987平米。

698番は、荒沢地内の農地2筆、2,610平米。

699番は、飯田地内の農地3筆、3,436平米。

16ページをお願いします。

700番は、飯田地内の農地2筆、2,310平米。

701番は、飯田地内の農地3筆、5,709平米。

702番は、栗林地内の農地1筆、1,004平米。

703番は、善久寺地内の農地1筆、785平米。

704番は、東光寺地内の農地1筆、546平米。利用権の設定を受ける者の経営面積がありませんので、補足説明いたしますと、農業委員会事務局に相談のあった案件で、飼い鳥のブリーダーをしていて、餌となる雑穀の栽培のため、畑を借りて耕作することを希望されております。現在他の農場で雑穀の栽培方法を学んでおり、農機具も購入済みで、周辺農家には顔合わせし、了解をいただいているとのことです。

705番は、大宮新田地内の農地1筆、2,023平米。

706番は、岩淵地内の農地11筆、2,658平米。利用権の設定を受ける者の経営面積がありませんので、補足説明いたしますと、これについても農業委員会事務局に相談のあった案件で、これまで利用権を設定する者に雇用され、農作業に従事しており、昨年退職し、利用権を設定する者から農地を借りて耕作するとのことです。また、現在も長岡市で農業の職業訓練を受けており、農機具は利用権を設定する者から借りるとのことです。

18ページをお願いします。

707番は、笹巻地内の農地2筆、4,092平米。

708番は、上大浦地内の農地2筆、2,042平米。

709番は、北五百川地内の農地3筆、2,444平米。

710番は、馬場地内ほかの農地7筆、5,009平米。

711番は、上大浦地内の農地8筆、8,084平米。

以上24件は、相対により新規でそれぞれ賃借権、または使用賃借権を設定するものです。

712番から21ページの719番までの8件は再設定ですので、説明を省略させていただきます。

最後に、農業経営基盤強化促進法に基づく所有権移転に係る案件で、先ほど開催されました農地銀行運営委員会であっせん委員より報告いただいた案件です。

23ページ欄外を御覧ください。今月の申請は、売買によるもの4件、3万9,015平米です。番号ごとに順次説明いたします。

720番は、南中地内の農地6筆、1万3,962平米を売買により所有権を移転するもので、価格は10アール当たり約〇〇〇円です。

721番は、帯織南地内の農地3筆、1万5,387平米を売買により所有権を移転するもので、価格は10アール当たり約〇〇〇円です。

722番は、尾崎地内の農地3筆、2,385平米を売買により所有権を移転するもので、価格は10アール当たり約〇〇〇円です。

723番は、川通西町地内の農地2筆、7,281平米を売買により所有権を移転するもので、価格は10アール当たり約〇〇〇円です。

なお、補足説明いたしますと、722番及び723番の所有権の移転を受ける者は農事組合法人尾崎泉地区生産組合の構成員です。

説明は以上です。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

続きまして、先日調査部会で調査いただいておりますので、第1調査部会長から調査結果について報告いただきます。

部会長は、榎原会長代理の隣に着席願います。

9番、佐藤秀樹委員。

第1調査部会長（9番佐藤秀樹委員）

最初に、第1調査部会の開催概要について報告します。

当部会は、1月25日午前9時から厚生福祉会館第2集会室において開催いたしました。

開会后、転用申請で1,000平米を超える案件及び農業振興地域整備計画の農用地利用計画変更案件については現地調査を実施し、その後部会を再開し、事務局より詳細な説明を受け、全案件について調査、審議を経て調査結果を取りまとめ、午前11時15分に閉会いたしました。

それでは、議第1号『農用地利用集積計画の決定について』の調査結果を報告します。

今月は、公社借入が新規設定16件、10万2,406.78平米で、公社貸付は新規設定17件、10万2,406.78平米です。次に、相対での利用権設定は新規設定24件、8万8,933平米、再設定8件、3万5,743平米、合計32件、12万4,676平米です。最後に、所有権移転が4件、

3万9,015平米です。

今月申請のあった案件は、いずれも事務局から書類の審査結果などの詳細説明を受け、農地中間管理事業の推進に関する法律の一部を改正する法律附則第10条の規定により、改正前の農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の2及び農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条の規定により、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、原案のとおり決定すべきものといたしました。

議第1号の調査結果の報告は以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

これより質疑を行います。質疑のある方、御発言願います。

なお、発言については、挙手をし、発言を求め、議長の許可を得てから発言をお願いいたします。

しばらくして御発言がないようですのでお諮りします、議第1号につきましては、ただいまの調査部会長の調査結果報告のとおり、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認め、原案のとおり決定いたしました。

議長（野崎会長）

次に、議第2号『農地法第3条第1項の規定による許可申請について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（山村事務局長）

それでは、議第2号『農地法第3条第1項の規定による許可申請について』説明いたします。

24ページ下段欄外を御覧ください。今月の申請は、3件、1,817平米です。番号ごとに順次説明いたします。

49番は、月岡四丁目地内の農地4筆、1,274平米を、経営規模拡大を希望する譲受人の要望で、近隣で耕作する譲受人に贈与するものです。

50番は、井戸場地内の農地1筆、342平米を、譲渡人は農業経験がなく耕作できないことから、譲渡人の要望で近隣で耕作する譲受人に贈与するものです。

51番は、中浦地内の農地1筆、201平米を、隣接地で耕作する譲受人の要望で、贈与により取得するものです。なお、当該農地はこれまでも譲受人が賃借権の設定により耕作していたものです。

説明は以上です。御審議のほどよろしく願いいたします。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

続きまして、調査部会の調査結果を報告願います。

9番、佐藤秀樹委員。

第1調査部会長（9番佐藤秀樹委員）

議第2号『農地法第3条第1項の規定による許可申請について』の調査結果を報告します。

今月は、贈与によるもの3件、1,817平米で、いずれも事務局から申請書類の審査及び現地調査結果などの詳細説明を受け、農地法第3条第2項各号に該当しておらず、機械、労働力、技術など、全ての許可要件を満たしており、原案のとおり許可すべきものといえました。

議第2号の調査結果の報告は以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

これより質疑を行います。質疑のある方、御発言願います。

しばらくして御発言がないようですのでお諮りします、議第2号につきましては、ただいまの調査部会長の調査結果報告のとおり、原案のとおり許可することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認め、原案のとおり許可することに決定いたしました。

議長（野崎会長）

次に、議第3号『事業計画変更承認申請について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（山村事務局長）

それでは、議第3号『事業計画変更承認申請について』説明いたします。

25ページの欄外を御覧ください。今月の申請は、2件、114.09平米です。

10番は、事業計画の変更のみの案件で、平成26年6月18日付で事業計画変更承認を受けた三竹二丁目地内の農地1筆、105平米を露天資材置場の用地として利用したいもので、場所につきましては、JR東三条駅の南東側400メートル付近で、都市計画用途地域の第1種住居地域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

11番は、平成26年6月18日付で事業計画変更承認を受けた三竹二丁目地内の農地1筆、9.09平米を売買により取得し、隣接する宅地と一体で住宅敷地の拡張の用地として利用したいもので、価格は1平米当たり約〇〇〇円です。場所につきましては、JR東三条駅の南東側400メートル付近で、都市計画用途地域の第1種住居地域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

なお、本申請につきましては、議第5号の58番で農地法第5条の許可申請がなされております。

説明は以上です。御審議のほどよろしく願いいたします。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

続きまして、調査部会の調査結果を報告願います。

9番、佐藤秀樹委員。

第1調査部会長（9番佐藤秀樹委員）

議第3号『事業計画変更承認申請について』の調査結果を報告します。

今月は、2件、114.09平米で、事務局から申請書類の審査及び現地調査結果などの詳細説明を受け、周辺農地に悪影響を及ぼすおそれはなく、立地基準、一般基準ともに許可要件を満たしており、原案のとおり承認すべきものといたしました。

議第3号の調査結果の報告は以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。質疑のある方、御発言願います。

しばらくして御発言がないようですのでお諮りします、議第3号につきましては、ただいまの調査部会長の調査結果報告のとおり、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認め、原案のとおり承認することに決定いたしました。

議長（野崎会長）

次に、議第4号『農地法第4条第1項の規定による許可申請について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（山村事務局長）

それでは、議第4号『農地法第4条第1項の規定による許可申請について』説明いたします。

26ページ欄外を御覧ください。今月の申請は、1件、429平米です。

8番は、下須頃地内の農地1筆、429平米を貸駐車場18台分の用地として利用したいもので、場所につきましては須頃保育所の西側130メートル付近で、おおむね500メートル以内に2以上の教育施設、医療施設がある地域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

説明は以上です。御審議のほどよろしく願いいたします。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

続きまして、調査部会の調査結果を報告願います。

9番、佐藤秀樹委員。

第1調査部会長（9番佐藤秀樹委員）

議第4号『農地法第4条第1項の規定による許可申請について』の調査結果を報告します。

今月は、1件、429平米で、事務局から申請書類の審査及び現地調査結果などの詳細説明を受け、周辺農地に悪影響を及ぼすおそれはなく、立地基準、一般基準ともに許可要件を満たしており、原案のとおり許可すべきものいたしました。

なお、3,000平米以下であることから、新潟県農業会議への諮問につきましては不要と判断しました。

議第4号の調査結果の報告は以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

これより質疑を行います。質疑のある方、御発言願います。

しばらくして御発言がないようですのでお諮りします、議第4号につきましては、ただいまの調査部会長の調査結果報告のとおり、原案のとおり許可することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認め、原案のとおり許可することに決定いたしました。

議長（野崎会長）

次に、議第5号『農地法第5条第1項の規定による許可申請について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（山村事務局長）

それでは、議第5号『農地法第5条第1項の規定による許可申請について』説明いたします。

28ページ欄外を御覧ください。今月の申請は、合計4件、1万2,138.26平米です。

27ページをお願いいたします。番号ごとに順次説明いたします。

58番は、先ほど御審議いただきました議第3号『事業計画変更承認申請について』の11番の内容と同じですので、説明は省略させていただきます。

59番は、月岡一丁目地内の農地8筆、1,262.17平米を貸借権の設定により一時転用し、仮設資材置場として利用したいもので、場所につきましては三条高等学校の東側140メー

トル付近で、都市計画用途地域の第1種住居地域または第1種低層住居専用地域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

60番は、新保地内の農地3筆、2,899平米を売買により取得するもので、宅地分譲13区画、ごみ置場、通路及び水路の用地として利用したいもので、価格は1平米当たり約〇〇〇〇円です。場所につきましては、三条高等学校の北西側70メートル付近で、都市計画用途地域の工業地域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

28ページをお願いいたします。

61番は、南中地内の農地4筆、7,968平米を賃借権の設定により一時転用し、砂利採取地及び搬出入路の用地として利用したいもので、場所につきましては、飯田小学校の南東側760メートル付近で、農用地区域内にある農地ですが、転用目的が砂利を採取する一時転用であることから、農用地区域内の農地の不許可の例外に該当するものと判断されます。

説明は以上です。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

続きまして、調査部会の調査結果を報告願います。

9番、佐藤秀樹委員。

第1調査部会長（9番佐藤秀樹委員）

議第5号『農地法第5条第1項の規定による許可申請について』の調査結果を報告します。

今月は、合計4件、1万2,138.26平米で、いずれも事務局から申請書類の審査及び現地調査結果などの詳細説明を受け、周辺農地に悪影響を及ぼすおそれはなく、立地基準、一般基準ともに許可要件を満たしております。

61番以外の3件については3,000平米以下であることから、新潟県農業会議への諮問は不要とし、原案のとおり許可すべきものと、また61番については3,000平米を超えることから、新潟県農業会議へ諮問すべきものと判断しました。

議第5号の調査結果の報告は以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

これより質疑を行います。質疑のある方、御発言願います。

御発言がないようですのでお諮りします。議第5号につきましては、ただいまの調査部会長の調査結果報告のとおり、61番以外の3件については原案のとおり許可することに、また61番については新潟県農業会議へ諮問し、異議ないものとして答申があった場合は許可することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認め、61番以外の3件については原案のとおり許可することに決定いたしました。また、61番については、新潟県農業会議へ諮問し、異議ないものとして答申があった場合は許可することに決定いたしました。

議長（野崎会長）

次に、議第6号『農業振興地域整備計画の農用地利用計画変更（案）に係る意見について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（山村事務局長）

それでは、議第6号『農業振興地域整備計画の農用地利用計画変更（案）に係る意見について』説明いたします。

今回三条市長から意見照会のありました案件は、三条地域及び栄地域の重要変更それぞれ1件、合計2件で、農用地区域から除外する面積は1,390.61平米です。

最初に、三条地域の重要変更について説明いたします。

29ページを御覧ください。

1番は、〇〇〇〇株式会社から申請のあった案件です。申請土地は、上保内地内の農地4筆で、登記地目は雑種地または田、現況地目は田で、1,214.61平米です。変更理由は、現在申請者は申請地の西側隣接地に本社を構え、総合建設業を行っておりますが、昨年木材を生かした小屋と雑貨を販売する新規事業を立ち上げたところ好評となり、製品を展示する場所や駐車場として利用し、事業拡大を図りたいものです。位置の選定に当たり、申請土地のほかに農業振興地域内農用地区域外の農地3か所を検討しましたが、所有者の同意が得られなかったこと、転用が難しいこと、必要面積が確保できないことから断念されました。使用目的は、展示場及び駐車場10台分ほかとなっております。位置につきましては、30ページの箇所図を御覧ください。申請土地は、主要道路国道403号からのアクセスがよく、本社との一体性が図れ、西側隣接地である申請土地を選定されたものです。周辺農地への悪影響を及ぼすおそれはないなど、農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項に規定する農用地区域から除外する各要件を全て満たしております。

次に、栄地域の重要変更について説明いたします。

31ページを御覧ください。

1番は、〇〇〇〇さん及び●●●●さんから申請のあった案件です。申請土地は、矢田地内の農地1筆で、登記地目は田、現況地目は田で、176平米です。変更理由は、申請者の〇〇〇〇夫婦は、現在隣接する住居に住んでおりますが、長男の●●●●夫婦が同居することとなり、既存の宅地での住宅では手狭となることから、隣接する申請土地と一体で二世帯住宅建築ほかの用地として利用したいものです。

申請土地のほかに農業振興地域内農用地区域外の農地3か所を検討しましたが、分筆が不可能であること、所有者の同意が得られないこと、必要面積が確保できないことから、断念されました。位置選定に当たり、申請土地は妻の父の所有であり、既存宅地と

一体で敷地を拡張することができ、近隣の理解も得られており、選定したものです。使用目的は、二世帯住宅1棟、車庫、カーポートほかとなっております。位置につきましては、32ページ箇所図を御覧ください。周辺農地への悪影響を及ぼすおそれはなく、農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項に規定する農用区域から除外する各要件を全て満たしております。

説明は以上です。御審議いただきたく、よろしくお願いたします。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

続きまして、調査部会の調査結果を報告願います。

9番、佐藤秀樹委員。

第1調査部会長（9番佐藤秀樹委員）

議第6号『農業振興地域整備計画の農用地利用計画変更（案）に係る意見について』の調査結果を報告します。

三条地域の重要変更1件、栄地域の重要変更1件、合計2件、1,390.61平米を農用区域から除外する変更で、所管する農林課職員の出席の下、変更理由の妥当性や申請土地の選定経過について書類審査及び現地確認結果など詳細説明を受け、周辺農地への悪影響を及ぼすおそれはないなど農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項に規定する農用区域から除外する各要件を全て満たしており、全件の農用地利用計画変更（案）について異議がないものと認め、原案のとおりとし、意見なしとすべきものといたしました。

議第6号の調査結果の報告は以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

これより質疑を行います。質疑のある方、御発言願います。

御発言がないようですのでお諮りします。議第6号につきましては、ただいまの調査部会長の調査結果報告のとおり原案のとおりとし、意見なしと決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認め、原案のとおりとし、意見なしと決定いたします。

第1調査部会長は、自席へお戻りください。

議長（野崎会長）

以上で全ての議案の審議が終了いたしました。

次に、報告事項を行います。

報第1号につきましては、先ほどの議案審議の中で報告いただいておりますので、省

略いたします。

次に、報第2号から報第7号まで、続けて事務局より報告願います。

事務局（山村事務局長）

（別添報告書により説明）

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、報告の中で質問がありましたら御発言願います。

しばらくして御発言がないようですので、報告事項を終了いたします。

議長（野崎会長）

来月は、農政対策部会の開催が予定されています。農政対策部会の開催案内をお願いいたします。

農政対策部会長、3番、熊倉睦委員。

農政対策部会長（3番熊倉 睦委員）

農政対策部会は、2月20日午前9時30分から厚生福社会館第2集会室で会議を開催いたします。関係委員は出席をお願いします。

議長（野崎会長）

続きまして、来月の調査部会開催案内をお願いいたします。

第3調査部会長、7番、田邊稔委員。

第3調査部会長（7番田邊 稔委員）

来月は、第3調査部会の当番でございます。2月26日午前9時から厚生福社会館第2集会室で会議を開催いたします。関係委員は出席をお願いします。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

なお、来月の総会は29日午前9時30分開会を予定しております。

それでは、以上をもちまして定例総会を閉会します。長時間にわたって御審議をいただきまして、ありがとうございました。

午前10時15分 閉会

会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するために、ここに署名する。

三条市農業委員会会長 野崎 文夫

議事録署名委員（ 7 番） 田邊 稔

議事録署名委員（ 1 2 番） 島影 正幸
